

# エレベーター非常用備蓄キャビネット配付要綱

平成 26 年 8 月 7 日 1 発第 142 号

改正 平成 27 年 5 月 15 日 2 発第 239 号

## (目 的)

第1条 この要綱は、震災時のマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条に規定するマンションをいう。以下同じ。）におけるエレベーター閉じ込め事故に対し、その対策に必要となる水や簡易トイレ等の内容物を含む非常用備蓄キャビネット（以下「キャビネット」という。）を公益財団法人まちみらい千代田（以下「まちみらい千代田」という。）が、千代田区内のマンションの管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条に規定する管理組合をいう。以下同じ。）に配付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (配 付)

第2条 まちみらい千代田は、管理組合からの申請に基づき、キャビネットを配付する。

## (配付の対象)

第3条 前条による配付の対象となる管理組合は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 管理規約が整備されていること。
- (2) マンション防災計画を策定していること、又はマンション防災計画を策定はしていないが、申請時において1年以内に策定することが確約できること。
- (3) 建築基準法その他の関係法令に適合していること。
- (4) 全戸数の半数以上、又は10戸以上が居住に供して使用していること。
- (5) 過去にこの要綱に基づくキャビネットの配付を受けていないこと。また、千代田区「エレベーター内非常用備蓄キャビネット配付要綱（平成 20 年 6 月 16 日 20 千環防災第 77 号）」に基づくキャビネットの配付を受けていないこと。
- (6) キャビネットの配布を受けた場合は、マンション名等をまちみらい千代田のホームページ等に掲載することを承諾できること。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人まちみらい千代田理事長（以下「理事長」という。）が、特に必要と認める場合は対象とすることができる。

## (配付内容)

第4条 まちみらい千代田が配付するキャビネットは、管理組合に対して1台とし、まちみらい千代田が指定するキャビネットとする。

## (配付の申請)

第5条 管理組合は、キャビネットの配付を申請しようとするときは、エレベーター非常用備蓄キャビネット配付申請書兼誓約書（第1号様式）に管理組合の管理規約及びマンション防災計画を添えて理事長に提出しなければならない。

（配付決定及び通知）

第6条 理事長は、前条の配付申請があったときは、内容を審査し、その結果をエレベーター非常用備蓄キャビネット配付決定通知書（第2号様式）により当該管理組合に通知する。

（キャビネットの配付）

第7条 管理組合は、前条の通知を受けたときは、理事長と日程調整のうえ配付を受ける。

- 2 管理組合は、配付を受けたときは、エレベーター非常用備蓄キャビネット受領書（第3号様式）を理事長に提出する。
- 3 管理組合は、キャビネットの設置者として、エレベーター停止時にキャビネットを活用できるように日頃から保守点検を行い、良好な管理に努めなければならない。

（配付決定の取消）

第8条 理事長は、管理組合が次の各号のいずれかに該当するときは、配付決定を取消することができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段によりキャビネットの配付を受けたとき。
- （2）設置後1年以内にマンション防災計画を策定することができないとき。
- （3）キャビネットを第1条に規定する目的以外に使用したとき。
- （4）配付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。